

横井上町内会 防災会規約

**岡山市
横井上町内会**

横井上町内会 防災会規約

(名 称)

第1条 この会は、横井上町内会防災会(以下「本会」という。)と称す。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、会長宅に置く。

(目 的)

第3条 本会は、住宅隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行う事により、災害(地震その他)による被害防止及び軽減を図る事を目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 災害発生時における情報収集・伝達・初期消火・救出援護・避難誘導・応急手当に関すること。
- (3) 防災訓練に関すること。
- (4) 防災機材の備蓄に関すること。
- (5) その他防災会の目的を達成するために必要な事項。

(会 員)

第5条 本会は、横井上町内会にある所帯をもって構成する。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 総括本部長 1名 有事の際町内会長がこれに就く
- (2) 会 長 1名 町内会防災委員がこれに就く

- (3) 副会長 2名 内1名消防団より推挙
- (4) 参与 元・前町内会防災委員が就く
- (5) 会計 1名 町内会会計が兼務

2 役員の任期は、2年間とする。

(役員の任務)

第7条 統括本部長は有事に際して統括本部を設置し総合指揮をとる。

- 2 会長は本会を代表し、会務を総括し、災害の発生時における応急対策の指揮をとる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 参与は、前任者として、本会の運営等について助言・指導をする。
- 5 会計は、本会の会計に関する事務を行う。

(会議)

第8条 本会の会議は、定期総会、臨時総会及び役員会とする。

- 2 定期総会は、年1回町内会の定期総会に合わせて開催する。
- 3 臨時総会は、会長又は役員会が必要と認めたとき、召集する。
- 4 役員会は、会長が必要と認めたとき、又役員の2分の1以上から請求があったときを開催する。
- 5 会議の議長は、総会については役員の中から選出し、役員会については、会長又は副会長がこれにあたる。
- 6 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(防災計画)

第9条 本会は、災害による被害の防止及び軽減を図る為、防災計画を策定する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。

- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 災害発生時における情報収集・伝達・初期消火・救護・避難誘導・応急手当に関すること。
- (5) その他防災会の目的を達成するために必要な事項。

(会 計)

第10条 本会の運営に関する費用は、各種補助金、その他の収入をもって当てる。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(監 査)

第12条 本会の監査は、毎年1回 監事 が行う。ただし必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監事は、会計監査及び業務監査の結果を総会に報告しなければならない。

(雜 則)

第13条 この規約に定めない事項で、本会の運営に必要な事項は、会長が役員会に諮り定める。

(付 則)

この規約は、平成11年11月11日から施行する。

この規約は、平成15年7月1日から改正施行する。

横井上町内会 防災会 組織の編成と役割分担表

	日常の活動	非常時の活動
◎ 本 部	<ul style="list-style-type: none"> ・年間防災計画、規約の作成及び組織の役割を明確にしておく。 ・公的防災期間などと連携を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本部員の召集と予め定められている役割分担の確認を行う。 ・各班の活動の統制を行う。
◎ 消 火 班	<ul style="list-style-type: none"> ・出火防止の啓発を行う。 ・火気器具、危険物の保管・管理、プロパンガスボンベ転倒防止などの呼びかけ。 ・消火用水の確保、街灯設置の消火器の点検を行う。 ・初期消火訓練を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出火防止及び初期消火を行う。 ・消防機関に協力をする。
・総括本部長 (有事の際)		
・会 長	◎ 避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ・一時集合場所、避難場所への経路を確認しておく。 ・危険箇所(がけ、ブロック塀等)を予め確認しておく。 ・避難訓練を行う。
・副 会 長		
・参 与		
・会 計	◎ 救出・救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内のお年寄り、乳幼児、病人などを確かめておく。 ・応急医薬品及び資機材を備えておく。 ・救出・救護訓練を行う(応急手当などを修得する)
監 事		
(名簿は別紙のとおり)	◎ 情 報 班	<ul style="list-style-type: none"> ・地震について正しい知識の普及をはかる。 ・映画会、懇談会などを開催する。 ・防災マップなどを作成し、地域防災意識を高める。 ・巡回広報、情報収集、伝達訓練を行う。
	◎ 給食、給水班	<ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水などの備えを呼びかける。 ・必要な資機材の確保と点検を行う。 ・炊き出し訓練、給水訓練などを行う。

横井上町内会 防災会 組織の編成と役割分担表

	日常の活動	非常時の活動
・総括本部長 (有事の際)	◎ 本 部 <ul style="list-style-type: none"> ・年間防災計画、規約の作成及び組織の役割を明確にしておく。 ・公的防災期間などと連携を確保する。 	・本部員の召集と予め定められている役割分担の確認を行う。 ・各班の活動の統制を行う。
・会 長 ・副 会 長 ・参 与 ・会 計	◎ 消 火 班 <ul style="list-style-type: none"> ・出火防止の啓発を行う。 ・火気器具、危険物の保管・管理、プロパンガスボンベ転倒防止などの呼びかけ。 ・消火用水の確保、街灯設置の消火器の点検を行う。 ・初期消火訓練を行う。 	・出火防止及び初期消火を行う。 ・消防機関に協力をする。
監 事	◎ 避難誘導班 <ul style="list-style-type: none"> ・一時集合場所、避難場所への経路を確認しておく。 ・危険箇所(がけ、ブロック塀等)を予め確認しておく。 ・避難訓練を行う。 	・避難場所、避難路の安全確認及び危険箇所の表示を行う。 ・公的防災機関と連絡をとる。 ・避難情報を伝達する。 ・避難広報を行うとともに、避難場所などにおける秩序の維持に務める。
(名簿は別紙のとおり)	◎ 救出・救護班 <ul style="list-style-type: none"> ・地域内のお年寄り、乳幼児、病人などを確かめておく。 ・応急医薬品及び資機材を備えておく。 ・救出・救護訓練を行う(応急手当などを修得する) 	・負傷者の把握を行う。 ・救出活動を行い、救急手当を行う。 ・負傷者を急護所などに搬送する。 ・お年寄り、乳幼児、病人などの安全確保を行う。
	◎ 情 報 班 <ul style="list-style-type: none"> ・地震について正しい知識の普及をはかる。 ・映画会、懇談会などを開催する。 ・防災マップなどを作成し、地域防災意識を高める。 ・巡回広報、情報収集、伝達訓練を行う。 	・公的防災機関から発表される災害情報を地域住民に広報する。 ・地域内の被害状況及び必要な情報を把握する。 ・公的防災機関などとの緊急連絡等を行う。
	◎ 給食、給水班 <ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水などの備えを呼びかける。 ・必要な資機材の確保と点検を行う。 ・炊き出し訓練、給水訓練などを行う。 	・必要に応じて炊き出しを行う。 ・食料及び応急物資の調達、配分を行う。 ・その他。

